（二）　事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第七の一及び二の規定に違反して第三者に提供されていることを理由として、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（三）　事業者は、（一）及び（二）に規定する求めに対し、保有個人データの全部又は一部について、その求めに応じたとき、又はその求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

五　理由の説明（法第二十八条関係）

事業者は、開示等の求めに対し、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

六　開示等の求めに応じる手続（法第二十九条関係）

（一）　事業者は、開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができ、定めた場合には、本人の知り得る状態に置いておかなければならない。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

①　担当窓口名及び係名、郵送用住所、受付電話番号等の開示等の求めの申出先

②　開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

③　開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の場合はその法定代理人、又は開示等の求めをすることにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの確認の方法

④　保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

（二）　事業者は、本人に対し、開示等の求めに対応するため、その対象となる保有個人データの特定に必要な事項の提示を求めることができる。なお、その際、本人が容易かつ的確に開示等の求めができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供、閲覧の場所及び時間等への十分な配慮等により本人の利便性を考慮しなければならない。

（三）　事業者は、（一）及び（二）の規定により開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮し、例えば、本人確認のために、当該事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

七　手数料（法第三十条関係）

事業者は、保有個人データに係る利用目的の通知の求め又は開示の求めに応じる場合には、手数料を徴収することができる。その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならない。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態に置かなければならない。

第九　苦情処理に関する義務

事業者は、船員雇用管理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。

なお、担当窓口名及び係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先についての情報は、本人の知り得る状態に置かなければならない。

第十　その他事業者が配慮すべき事項

一　事業者は、第八に定める保有個人データの開示その他船員雇用管理情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましい。

二　事業者は、当該重要事項を定めたときは、船員に周知することが望ましい。

第十一　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

事業者は、その取り扱う船員雇用管理情報（委託先が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次に掲げる対処を実施することが望ましい。

一　事実調査及び原因の究明

事実関係につき調査を行い、法違反又は法違反のおそれを把握したときは、その原因の究明に当たる。

二　影響の及ぶ範囲の特定

一の規定により把握した事実による影響の及ぶ範囲を特定する。

三　再発防止対策の検討及び実施

一の規定により究明した原因を踏まえ、再発防止対策を検討し、速やかに実施する。

四　二次的な被害の発生等の防止

特に個人データの安全管理について法違反があった場合には、二次的な被害の発生又は類似の法違反の防止を図るため、事実関係等について速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、事実関係、再発防止対策等について、速やかに公表することが望ましい。

五　主務大臣及び認定個人情報保護団体への報告

事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止対策等について、速やかに主務大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合は、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第十二　勧告、命令等についての考え方

法第三十四条に基づく勧告、命令及び緊急命令については、国土交通大臣が各事業所管大臣と連携して手続を行う。

法第三十四条第二項又は第三項の規定に基づく命令に違反した者は、法第五十六条の規定に基づき、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金が科される。

第十三　他の個人情報保護に関するガイドラインへの留意

船員雇用管理情報については、本ガイドラインによるほか、次に掲げるガイドラインその他の必要な措置に留意する。

一　船員派遣に係る事業を行う者については、「船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成十七年国土交通省告示第二百二十一号）

二　船員の募集を行う者については、「無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針」（平成十七年国土交通省告示第二百二十号）

第十四　ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。